

令和6年度 第7回宗谷地区サッカー協会 社会人8人制リーグ
(工藤武徳杯) 開催要項

- 主催 宗谷地区サッカー協会 1種委員会
- 会場 稚内市富士見競技場
北海道立宗谷ふれあい公園
- 期日 2024年6月中旬～10月上旬 予定
- 参加資格
 - ①チーム
 - 1) (公財)日本サッカー協会に登録を完了した第1種チーム、シニアチーム、自治体チームであること。
 - 2) 宗谷地区サッカー協会、稚内サッカー協会から出場停止処分を受けていないチームであること。
 - 3) 8人制リーグ開催において地域独自ルールを採用しており、そのことについて、賛同出来るチームであること。
 - ②選手
 - 1) 前項①の参加資格を有したチーム選手で、宗谷地区サッカー協会、稚内サッカー協会から出場停止処分を受けていない選手であること。
 - 2) 選手エントリーは申込締切日までとし、リーグ終了まで有効とする。
 - 3) 追加選手の手続きは、出場しようとする試合の7日前までに、(公財)日本サッカー協会に登録を完了していなければならない。また、前記手続き終了後、出場しようとする試合の3日前までに、宗谷地区サッカー協会事務局へ登録金を納め、追加登録用紙に所定事項を記載して提出しなければ、出場を認めない。
 - 4) リーグシーズン中に同一選手が2チーム以上にわたって出場できない。
- 競技方法
 - ①8人制とする(一部ローカルルールのもと行うことから、11人制とは多少変更となっていることを確認すること)
 - ②各2試合の総当たりリーグ方式とする。
 - ③試合時間は、60分(インターバル10分)とする。
 - ④順位の決定は次の順序により決定する。
 - 1) 勝ち点(勝3点、引分1点、負0点)
 - 2) 得失点差
 - 3) 総得点
 - 4) 当該チーム間の対戦成績
 - 5) 当該チームによる抽選
 - ⑤リーグ戦における棄権試合(公正が確認された場合を含む)は、7-0とする。
- 競技規則
 - ①(公財)日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則2023/24」によるが、一部ローカルルールを適用する。
 - ②フィールドは、4種と同じ大きさとする。
 - ③ボールは、5号球とする。
 - ④交代は、自由交代とする。(ローカルルール適用、フットサルの交代と同様)
 - ⑤試合時間は、30-10-30 とする。
 - ⑥審判は、3名で対応する。
 - ⑦第4審は、記録も兼ねる。
 - ⑧イエローカード、レッドカードは、11人制と同じルールとする。(イエロー累積2枚で次節出場停止)
 - ⑨オフサイド有り。
 - ⑩ユニホームについては(公財)日本サッカー協会のユニホーム規定に従うものとする。正・副のユニホームを用意すること。
- 参加申込
 - ①参加申込書、選手エントリー用紙(別紙)に必要事項を記入し、期日までにメールで送付すること。(参加申込後、受付確認の返信をいたします。返信がなければ下記まで問い合わせください)
 - ②参加料 20,000円(参加チーム数により変動あり)
1試合目を持参すること。(剰余金が出た場合、宗谷地区サッカー協会または1種他大会へ繰入する。)
 - ③申込締切 5月20日
 - ④申込先 1種委員長 寺本 亮
(問合せ先) 携帯電話 090-2693-7670
Eメール ryo.tera1203@gmail.com
- その他
 - ①不慮の事故、天災及び天候、その他感染予防対策によるもの以外延期試合は行わない。これ以外で試合が開催できない場合は7対0の不戦敗とする。試合が開催できない場合は事前に事務局へ連絡をすること。試合当日の連絡は無効とし、規律・フェアプレー委員会で協議、その後処分を決定する。その際の、規律・フェアプレー委員会開催の費用は棄権をしたチームが負担する(会議費・会場費・旅費他)
 - ②試合成立の必要人数は1チーム6名以上とする。
 - ③本要項に違反したり、主審の意に反して試合を放棄した場合は没収試合とする。この場合、原則として当該チームを除籍としその後の処置については規律・フェアプレー委員会にて裁定する。その際に掛かる費用は対象チームが支払うこととする。
 - ④試合前後における悪質な言動や行動があった場合、その後の処置については規律・フェアプレー委員会にて裁定する。その際に掛かる費用は対象チームが支払うこととする。
 - ⑤シーズンを通じて、本リーグの秩序を乱すような言動があった場合、その後の処置については規律・フェアプレー委員会にて裁定する。その際に掛かる費用は対象チームが支払うこととする。
 - ⑥会場は公共施設であり、利用に際しては十分注意しゴミは各自持ち帰ること。(水以外の飲食、煙草は禁止)また、施設の故意の破損については当該者とチーム代表者が責任を負う事、駐車の際は決められた駐車スペースに停める事。
 - ⑦選手は、スポーツ傷害保険、又はそれに準じた処置をして参加することが望ましい。
 - ⑧審判は各チーム2名以上の審判有資格者を用意し、最低2名の審判は試合に来れるもので取得しなければならない。(第1節に会員証の確認を行う)また、審判員は審判服の着用を義務付ける。令和6年度より、審判員2名体制から3名体制へと変更する。
 - ⑨試合会場のグラウンドつくりは、各チームに振分をし準備(1試合目の両チーム)片付けは最終試合の両チームで行うこととする。
 - ⑩会場責任者は、1試合目の両チーム代表者と、最終試合の両チーム代表者とし、責任を持って管理する。
 - ⑪あらゆる感染症拡大防止のため、試合前・試合中・試合後における特別な措置が行われる場合は、その措置に従うこと。